様式第２号（第１５条関係）

×　×　×　○　○　○

備考　各文字及び数字は、次により明りょうに表示すること。

（１）×××の部分には、当該許可に係る特定大臣許可漁業の略称を表示すること。

（２）特定大臣許可漁業の略称は、次のとおりとすること。

ア　ずわいがに漁業　日ヵ

イ　東シナ海等かじき等流し網漁業　東海かじき

ウ　東シナ海はえ縄漁業　東海はえ

エ　大西洋等はえ縄等漁業　西はえ

オ　太平洋底刺し網等漁業　底さし

（３）○○○の部分には、当該許可に係る許可番号を表示すること。

（４）大きさは15センチメートル大以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。